



議題① 浄化槽法施行状況点検検討会等について

令和6年7月26日



環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課
浄化槽推進室 室長補佐 志太健一

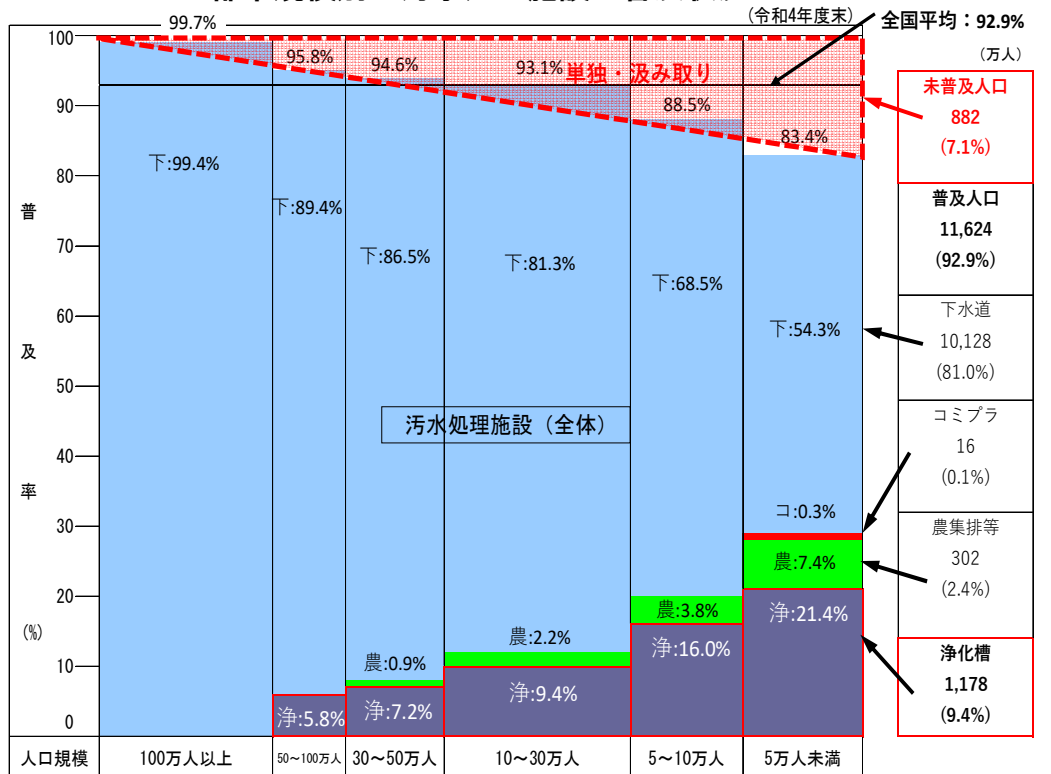


浄化槽推進室HP : <http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>

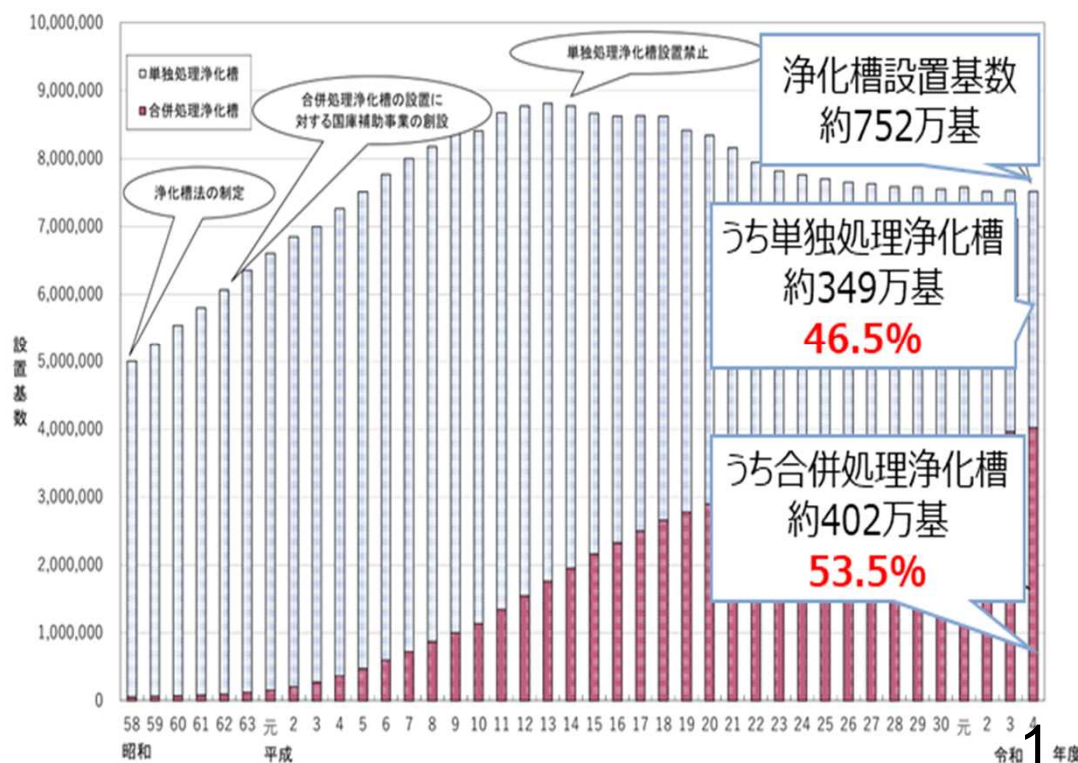
浄化槽行政の現状・課題（単独浄化槽から合併浄化槽への転換）

- 下水道・合併処理浄化槽等を合計した汚水処理普及率は約 93%。人口ベースで約 880 万人が汚水処理未普及（＝単独処理浄化槽、くみ取り）。
- 単独処理浄化槽は新設禁止により徐々に減少しているものの、未だに約 349 万基存在。
- 老朽化・破損・漏水等により公衆衛生に支障が生じる可能性のある単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進が必要。そのためには、令和元年改正により制度化された特定既存単独処理浄化槽に対する措置の一層の活用が求められる。

都市規模別の汚水処理施設の普及状況



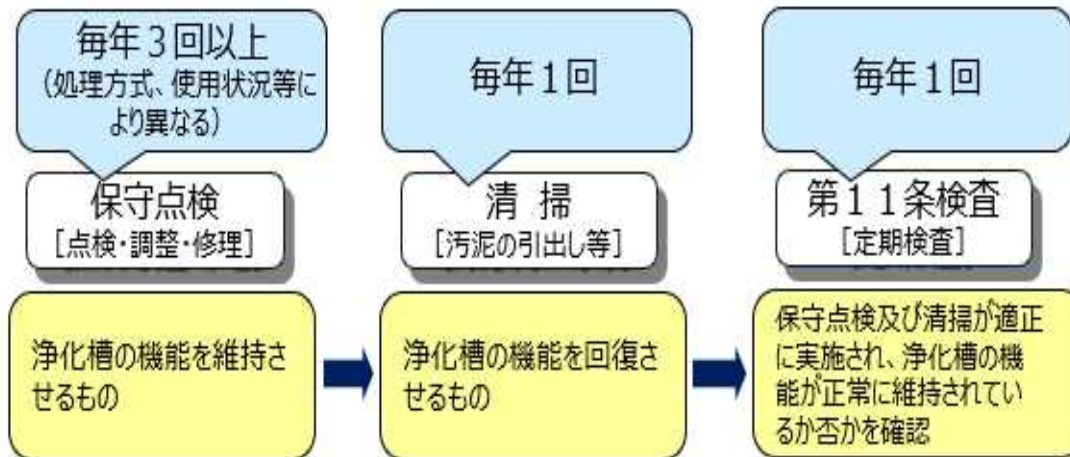
浄化槽の設置基数の推移



浄化槽行政の現状・課題（適正な維持管理の確保）



浄化槽の維持管理



- 浄化槽から良好な処理水を放流するためには、維持管理の実施は不可欠。
- そのため、浄化槽の所有者等（浄化槽管理者）には維持管理の実施を義務付け。
- 特に第11条検査は、保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているか、指定検査機関が第三者の立場から検査を行うものであり、その結果を受けて都道府県は必要な指導を実施。

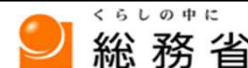
現状の課題と対応

- 令和元年改正において、都道府県等に浄化槽台帳の整備が義務化されたが、維持管理（保守点検・清掃・法定検査）情報の収集等を通じた台帳の充実・精査は十分ではない。
- 昨年度の全国調査の結果から、保守点検実施率は全国で約70%、清掃実施率は全国で約64%にとどまる。法定検査の受検率も年々向上しているものの、全国で約48%にとどまっており、法に定める維持管理の徹底が図られていない。
- これは、法に基づく指導の基礎となる台帳整備が不十分な地域が多く、行政において浄化槽の設置や維持管理の実施に係る正確な情報を把握できておらず、浄化槽管理者に対する指導が徹底されていないことが原因と考えられる。
- また、維持管理情報が紙で提出されているために集計・管理ができていない等の現状も見られ、維持管理情報の電子化・デジタル化を促進し、台帳への情報集約を効果的・効率的に推進する必要がある。

総務省行政評価による勧告



※総務省HPより引用

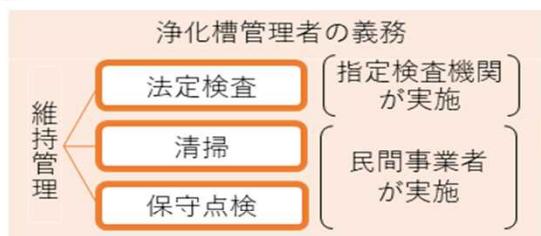
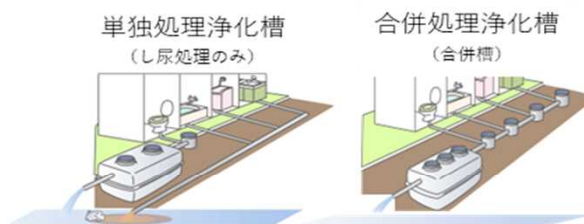


浄化槽行政に関する調査結果（概要）

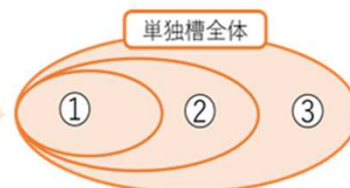
！ 調査の背景

- 浄化槽の約半数は生活雑排水を公共用水域に直接放流する単独処理浄化槽（単独槽）で水質汚濁・悪臭の原因。平成13年以降は新設が禁止されており、既存の単独槽は老朽化の懸念
＜全体753万基のうち357万基、令和3年度末＞
- 令和元年の浄化槽法の改正により、生活環境の保全や公衆衛生上、重大な支障が生じるおそれのある単独槽を「特定既存単独槽」として都道府県等が判定し、浄化槽管理者に除却等の助言・指導等を行う制度が導入
- しかしながら、特定既存単独槽の判定が進んでおらず、上記制度が十分に活用されていない状況
＜判定実績 3県・1市のみ 計270件、令和3年度＞

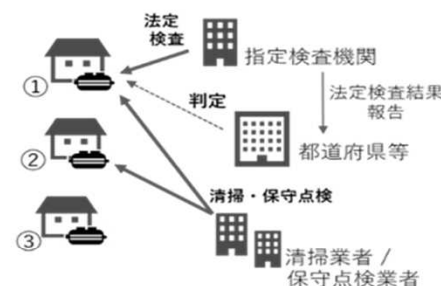
〔 勧告日：令和6年2月9日 勧告先：環境省 〕



維持管理の状況
(①～③) ごとに
改善策を検討



- ① 法定検査を受検
- ② 法定検査は未受検だが、清掃や保守点検を実施
- ③ いずれも未受検・未実施



調査結果

- ✓ 漏水状態が続く単独槽であっても、現在の判定の考え方（環境省指針）では特定既存単独槽とは判定されない場合あり（右上図①の単独槽）
- ✓ 都道府県等に判定のノウハウがなく、また、法定検査の結果も活用されていないために判定が進まない場合あり（同①）
- ✓ 清掃や保守点検の情報を収集している都道府県等が少なく、特定既存単独槽と判定され得る単独槽が十分に把握されていない（同②）
- ✓ 都道府県等が作成する浄化槽台帳について、事業者から情報が収集できていない・紙媒体での収集となっているため、台帳の整備が進まず、十分に活用されていない（浄化槽管理者の義務である維持管理が不十分な浄化槽の特定や、その管理者への指導が徹底されていない）（同②、③）

勧告

判定の考え方の見直し・定量的基準の設定

判定に、法定検査結果を活用するための措置

清掃業者や保守点検業者からの情報収集の仕組みを有効に機能させるための措置

浄化槽台帳の整備・活用方法の提示、デジタル化の検討

期待される効果

特定既存単独槽の除却等の促進（合併層への転換）

法定検査、清掃、保守点検の実施率向上

生活環境の保全
公衆衛生の確保

浄化槽法施行状況点検検討会 目的・スケジュール



- 総務省行政評価勧告において改正浄化槽法に基づく特定既存単独処理浄化槽や浄化槽台帳等の制度が十分に活用されていない点について指摘を受けたことも踏まえ、**これらの制度の活用促進を図り、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や浄化槽の維持管理向上を推進**するため、浄化槽法の施行状況を点検し、課題の整理や対応策の検討を行うことを目的として、令和6年2月、**浄化槽法施行状況点検検討会**を立ち上げ。
- 有識者検討会のメインテーマとして、下記2点を設定。
 - ①**特定既存単独処理浄化槽に対する措置等**について
 - ②**維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化**について
- 全5回検討会を行い、第5回の検討会にて検討結果の取りまとめを報告予定。
※検討会は原則公開として、第3回以降はYouTubeによる配信により公開。

○検討スケジュール：

第1回	令和6年2月15日	検討会の設置、検討の進め方・内容に関する検討
第2回	令和6年3月13日	自治体ヒアリング、論点整理
第3回	令和6年5月16日	関係団体ヒアリング、論点整理
第4回	令和6年6月27日	前回までの議論の確認、対応方針の検討
第5回	令和6年8月28日	検討結果の取りまとめ

論点① 特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について

特定既存単独処理浄化槽に対する措置については、以下6点を論点として対応の方針を検討した。

- （1）特定既存単独処理浄化槽に対する措置の活用を促進し、単独転換に繋げていくためには、判定プロセスや基準に関して環境省指針を具体的にどのように見直すべきか。
- （2）単独処理浄化槽に漏水があれば、直ちに特定既存単独処理浄化槽と判定するものとして、指針を明確化すべきか。
- （3）11条検査結果報告書に特定既存単独処理浄化槽との判定（もしくはその可能性）を明示することは、一部の都道府県では独自の運用として行われているところ、全国一律に同様の運用を求めることとすべきか。
- （4）特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針が明確化された場合、適用件数が増えることとなるが、指定検査機関・業界団体の協力や、自治体の体制整備が必要ではないか。
- （5）特定既存単独処理浄化槽の措置を推進するための実効性のある経済的なインセンティブとして、どのようなものが考えられるか。
- （6）法定検査の結果に加え、保守点検・清掃の実施状況等の情報を収集し、当該情報を活用して、特定既存単独処理浄化槽への対応を進める必要があるのではないか。

浄化槽法施行状況点検検討会 骨子案（第4回時点）



特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について

○今後の対応方針

（１）基本的方向性（案）

- 特定既存単独処理浄化槽に対する措置を促進するため、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針（令和２年３月２日環循適発第2003027号環境大臣決定）（以下、「指針」という）」に記載の特定既存単独処理浄化槽の判断基準について、11条検査との対応関係を踏まえ、技術的見地から定量化・明確化された内容に見直す。
- 法定検査結果を活用した特定既存単独処理浄化槽の把握及び判定を促進するとともに、法定検査未受検の場合においても、清掃・保守点検情報を活用した特定既存単独処理浄化槽の把握及び判定が促進されるよう、清掃業者や保守点検業者からの情報収集が円滑・有効に機能するための措置を講じる。
- 都道府県等における特定既存単独処理浄化槽の判定の促進に向けた体制づくりを進める必要があり、そのために、指定検査機関・業界団体の連携・協力体制を構築するとともに、行政内や指定検査機関における十分な体制整備のために必要となる教育制度等の充実を図る。
- 特定既存単独処理浄化槽に対する措置への支援策として、補助制度の予算の継続的な確保を図るとともに、特定既存単独処理浄化槽の実情の把握と分析を行った上で、各浄化槽管理者の実情を踏まえた効果的な支援策を講じ、合併処理浄化槽への転換を促していく。

浄化槽法施行状況点検検討会 骨子案（第4回時点）



特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について

（２）具体的措置（案）

① 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針の明確化・定量化に向けた見直し

＜とりまとめ方針（素案）＞ ※第4回検討会にていただいたご意見を踏まえ、具体的な内容を追加記載

- ・ 11条検査項目と特定既存単独処理浄化槽の判定項目との対応関係を整理し、当該整理に基づく客観的かつ明確な判定基準を設定
- ・ 漏水が認められる場合には特定既存単独処理浄化槽として判定を行うべき旨を明確化
- ・ 著しい破損・変形や放流水質の悪化が認められる場合における特定既存単独処理浄化槽の判定基準の定量化・明確化
- ・ 特定既存単独処理浄化槽に対する措置として転換を原則としつつ、個別の状況を踏まえて補修を含む対応も認められるケースを明確化

② 法定検査結果や清掃・保守点検情報を活用した特定既存単独処理浄化槽の把握及び判定の促進

＜とりまとめ方針（素案）＞ ※第4回検討会にていただいたご意見を踏まえ、具体的な内容を追加記載

- ・ 11条検査結果報告書に特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無を明記
- ・ 清掃・保守点検情報の実施状況等の情報を収集し、特定既存単独処理浄化槽の把握や判定に活用すること
- ・ 清掃・保守点検事業者からの情報収集のデジタル化やデータ様式の統一化の検討
- ・ 個人情報を含む清掃・保守点検情報の利用目的や管理の在り方等の明確化
- ・ 円滑な情報収集のため法定協議会等を活用して関係者の理解・協力を得ながら一体的に取り組む体制の構築
- ・ 住民への説明、周知啓発

浄化槽法施行状況点検検討会 骨子案（第4回時点）



特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について

③指定検査機関・業界団体の協力や自治体の体制整備

＜とりまとめ方針（素案）＞※第4回検討会にていただいたご意見を踏まえ、具体的な内容を追加記載

- ・ 指定検査機関や業界団体と都道府県等が密に連携・協力して、11条検査結果等の活用により効果的に特定既存単独処理浄化槽の判定等を促進する体制の整備
- ・ 判定後も引き続き適切な状況把握と指導・助言等を行うための体制づくりやプロセスの提示
- ・ 自治体の担当職員や検査員に対する研修カリキュラム等の整備・充実

④合併処理浄化槽への転換を推し進めるための経済的な支援制度の継続、推進

＜とりまとめ方針（素案）＞※第4回検討会にていただいたご意見を踏まえ、具体的な内容を追加記載

- ・ 合併処理浄化槽への転換に対する補助制度の予算を継続的に確保して転換を促す
- ・ 特定既存単独処理浄化槽の実情の把握と分析を行い、浄化槽管理者に対し、どのような点に考慮した支援策が適切かについて検討し、当該検討を踏まえた効果的な支援策の推進
- ・ 経済的な支援制度についての浄化槽管理者（住民）に対する周知・広報活動の促進

論点② 維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について

維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化については、以下6点を論点として対応の方針を検討した。

- （1）清掃業者・保守点検業者から情報収集の協力を得ることが難しいとのご意見があるが、具体的にどのような点が障壁となっているのか。
- （2）浄化槽台帳の整備と関係者からの情報収集等に関し、清掃業者・保守点検業者からの情報収集の仕組みが有効に機能している都道府県もあるところ、有効に機能していない都道府県に対してはどのような対処を検討すべきか。
- （3）維持管理情報の電子化が進んでいないところ、自治体・事業者双方において具体的にどのような点が障壁となっているのか。
- （4）維持管理情報の収集に当たっては、清掃業者に対する廃掃法上の許可に区域を付す（いわゆる区域割）ことが必要であるのご意見があるが、どのように考えるべきか。
- （5）維持管理（法定検査、清掃、保守点検）が不十分な浄化槽への措置について、「浄化槽法に基づく維持管理の徹底について（通知）」を令和5年5月に環境省より発出しているところであるが、維持管理向上のため、今後どのような対処を検討すべきか。
- （6）維持管理の向上に向けて協議会を活用している事例があるが、全国的には活用が進んでいないところであり、設置・運営に当たって何が障壁となっているのか

浄化槽法施行状況点検検討会 骨子案（第4回時点）



維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について

○今後の対応方針

（１）基本的方向性（案）

- 清掃・保守点検情報の収集は、11条検査の受検有無を問わず浄化槽の状態把握のためには必要である。清掃・保守点検情報の収集に取り組みつつ、将来的には保守点検・清掃情報の報告の義務化についても検討する。
- 将来的な報告の義務化まで見据えた際、維持管理情報として全国統一的に収集が望ましい項目に関する報告様式（データ様式）の標準化、浄化槽コードの統一化の検討が必要となる。また、個人情報の取り扱いについても、改めて明確化する。
- 浄化槽法に基づく維持管理の徹底に関する通知を発出するとともに、維持管理や電子化（システム化）に関する財政支援を継続し、行政に活用いただくよう周知する。
- 浄化槽法施行状況点検検討会において、浄化槽維持管理情報の収集と区域割との関係性は乏しいというご意見が多かった。そのため、維持管理情報の収集に向けては、法定協議会あるいはそれに類する機能を有する連携体制の意義やメリットを周知し、関係者で連携した取組を促す。

浄化槽法施行状況点検検討会 骨子案（第4回時点）

維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について

（２）具体的措置（案）

①清掃・保守点検情報の収集の仕組みを有効に機能させるための取組や維持管理情報の電子化の推進

＜とりまとめ方針（素案）＞※第4回検討会にていただいたご意見を踏まえ、具体的な内容を追加記載

- ・自治体と事業者との連携を強化した上で、清掃・保守点検事業者からの情報収集の電子化・デジタル化を推進するとともに、将来的な実施報告の義務化について検討
- ・データ様式の標準化や浄化槽コードの統一化等の検討の他、個人情報を含む清掃・保守点検情報の利用目的や管理の在り方等の明確化
- ・維持管理情報の収集にあたっては、区域割よりも、浄化槽台帳の整備及び清掃・保守点検事業者との連携強化が重要であり、法定協議会や維持管理組合等による取組を推進する必要

②法定協議会等を活用した関係者間の連携体制の構築の推進

＜とりまとめ方針（素案）＞※第4回検討会にていただいたご意見を踏まえ、具体的な内容を追加記載

- ・法定協議会、あるいは、それに類する機能を有する連携体制の意義やメリットを周知する

③財政支援の継続、周知の徹底

＜とりまとめ方針（素案）＞※第4回検討会にていただいたご意見を踏まえ、具体的な内容を追加記載

- ・浄化槽台帳のシステム化に伴う財政支援を継続する
- ・浄化槽法に基づく維持管理の徹底に関する通知の継続的な周知徹底を図るとともに、財政支援を継続する
- ・一般廃棄物処理実施計画の未策定の解消を促す
- ・浄化槽管理者（住民）に対する周知啓発をし、理解を得ながら維持管理向上に向けた取組を行う必要